

## ESCO事業の進め方の整理について（案）

第1回WGにおける議論を踏まえ、ESCO事業の進め方について以下に整理する。

本法では第5条第2項3において、省エネルギー改修事業とは「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を行う事業をいう。」とされている。

省エネルギー改修事業によって、「維持保全等」に係る費用を含む費用の額以上が保証される必要があることから、ここでいう「電気、燃料等」とは、光熱費以外に水道代及び設備更新、に係る費用（更新改修費）を含むものとする。（案）

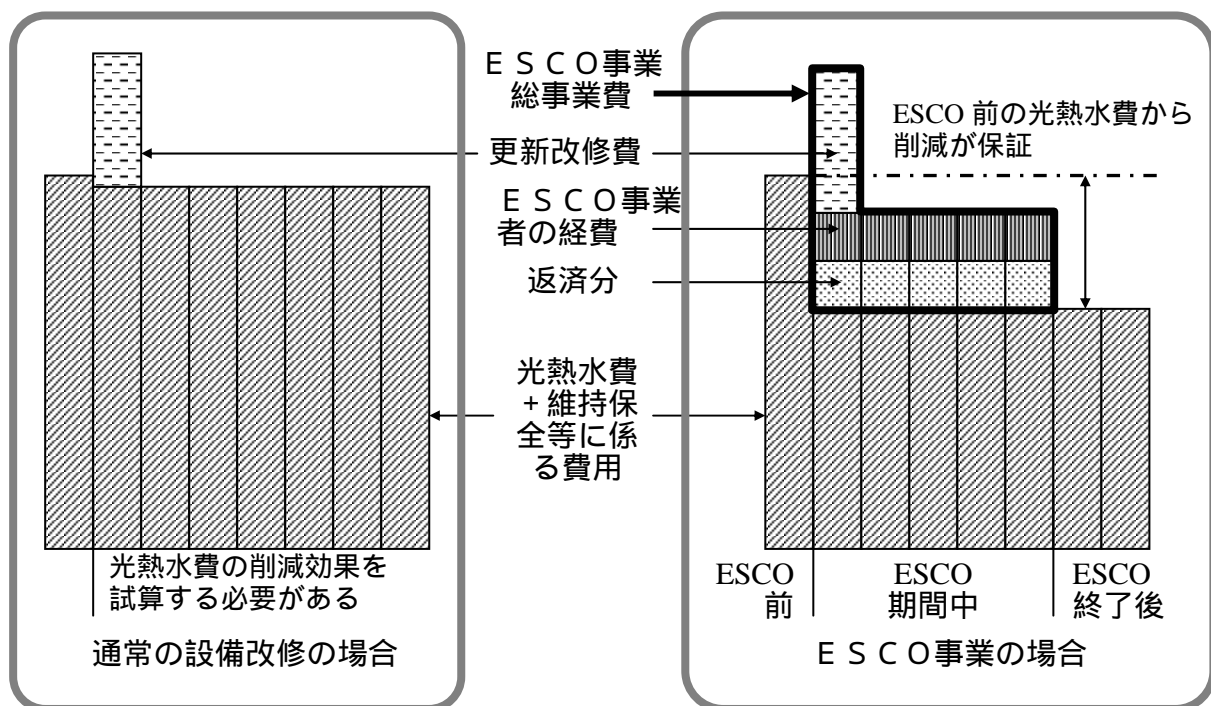


図 通常の場合とESCO事業の比較

通常の場合、光熱水費の削減効果を試算する必要があるが、ESCO事業の場合は、光熱水費及び設備改修費を含めた費用の削減が保証されるため、全体の費用はESCO事業開始前の費用を下回る。